白井市浄水器等設置費補助金交付要綱

所管課	環境課

1　補助金の名称

白井市浄水器等設置費補助金

2　補助金交付の目的

市内の地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用する者に対し、その者がその飲料水を浄化するために浄水器を購入し、及び設置する費用並びに浄水器では浄化しきれない場合に契約するウォーターサーバーに係る費用について補助することにより、市民の健康を保持し、もって地下水汚染対策の推進に資することを目的とする。

3　用語の定義

・浄水器　飲料水の水質について、別紙１に定める水質基準項目又は地下水における環境基準項目（以下「水質基準項目等」という。）を水質基準値又は地下水における環境基準値（以下「水質基準値等」という。）以下に浄化できる機器で、次の各号のいずれにも該当するもの。
⑴ 飲料水を供給する給水装置に接続できること
⑵ 浄水機能が１時間当たり５リットル以上であること
⑶ 耐用年数が通常の使用方法で５年以上であること
⑷ 性能の保証期間が１年以上であること
・ウォーターサーバー　交換式のタンクから飲料水を供給する機器であって、次の各号のいずれにも該当するもの。
⑴ 浄水器（逆浸透膜又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。）をもって水質基準値に適合することができないこと
⑵ 一般社団法人日本宅配水＆サーバー協会が定めたウォーターサーバーガイドラインに示されている機能及び性能を有する製品であること

4　補助対象

次の各号のいずれにも該当する者
⑴ 井戸水を日常生活において炊事のために利用し、又は飲み水として使用しており、当該井戸水に含まれる水質基準項目等が水質基準値等に適合していない、市民又は事業者。
⑵ 補助金の実績報告日において、補助対象浄水器等の設置を予定している住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住所地として本市の住民基本台帳に記録されている者であること（事業所の場合は、実績報告日において、補助対象浄水器等の設置を予定している事業所において事業を実施していること。）
⑶ 前号の住宅又は事業所を第三者が所有している場合は，全ての所有者又は共有者から浄水器等の設置についての同意を得ていること。
⑷ 設置する住宅又は事業所に隣接する道路に水道本管が敷設されていないこと
⑸ 本市の市税を滞納していないこと
⑹ 既に浄水器の設置費補助金を受けている者にあっては、補助金交付決定後、５年を経過していること。

5　補助対象経費

別紙２に定める経費

〔補助対象外経費〕

浄水器：交換用カートリッジ

６　補助額（率）

別紙２に定める額

７　予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

８　施行日

令和7年8月20日

９　経過措置

１０　補助金の終期

令和10年3月31日

１１　改正履歴

令和８年３月25日改正（補助対象項目の追加：令和８年度から適用）

別紙１

水質基準項目	水質基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの合算値で、50ng/L

環境基準項目	環境基準値
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下

別紙２

補助対象事業	補助対象経費	補助率
浄水器	浄水器本体及び設置費並びに配送料	補助対象経費の３分の２又は１５万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）
ウォーターサーバー ※PFOS及びPFOAの合算値が浄水器で水質基準値を下回らない場合に限る。	水ボトル、本体賃借料及び配送料	月額料金の３分の２又は５千円のいずれか低い額（百円未満切り捨て）で最大１２月